

質問に対する回答

番号	要項等名称	頁	項目	質問内容	回答
1	募集要項	P5、別紙1、別図1	公募対象範囲	募集要項P. 5の「ゾーニング図」と別紙1及び別図1とで公募対象範囲が異なっていますが、どちらが正しいでしょうか。	募集要項5頁の「ゾーニング図」はイメージで作成しておりますので必ずしも正確ではありません。よって、別紙1及び別図を参照し公募対象範囲を確認してください。なお、別紙1と別図は、若干の縮尺の違いがございます。
2	募集要項	P9	護岸敷部への 構造物設置	護岸敷部(10m幅)の区域内に植栽やフェンス等構造物の設置は可能でしょうか。	護岸敷部(10m幅)の区域内に植栽やフェンス等構造物の設置は可能ですが、海岸保全施設管理上支障とならないことと、24時間の通行を確保するための十分な幅員をとっていただく必要があります。提案内容によっては、関係機関との協議により施設計画の配置を変更していただくことがあります。
3	募集要項	P15	⑨事業計画説明書	様式不問とありますが、動画及び模型等を用いてもよろしいでしょうか。	事業計画説明書【様式不問】については、募集要項16頁「8 応募書類の受け付け」(8)その他②に記載のとおり、A4ファイル綴じでの書類を提出していただくこととなります。(併せて、提出書類の電子媒体も添付してください。)
4	募集要項	P22～23	関係機関への 事前相談	開発運営事業者決定前においても別表1-1、1-2に記載されている各事項に関して、事前相談を開始してもよろしいでしょうか。	事前相談については、開始していただいて構いませんが、受付の可否については各協議先の判断によります。
5	募集要項	様式2-2-1	施設計画書	公園的利用エリアと暫定利用エリアとを一体の建築敷地として設定することは可能でしょうか。	公園的利用エリアと暫定利用エリアとを一体の建築敷地として設定していただく構いませんが、公園的利用エリアについては、募集要項9頁に記載してありますように都市公園法第2条に規定する用途の施設に限ります。
6	募集要項	P5	公園的利用エリア 義務的事項	「公園的利用エリアを対象に、50%以上の緑化」という文章がございますが、これは緑被率(面積)・緑視率どちらでお考えでしょうか。又、樹木・芝生の割合や、樹木の本数についてのお考えはありますでしょうか。	「公園的利用エリアを対象に、50%以上の緑化(樹木、芝生等)」については、緑被率(面積)で計画していただきますようお願いいたします。また、樹木・芝生の割合や樹木の本数については、各事業者様の提案によりますが、募集要項18頁にある「審査項目と審査の視点及び配点」を参考にさせていただきますようお願いいたします。
7	募集要項	P5	Aゾーン 義務的事項	「園路沿いに適宜、休憩スペースを確保」という文章がございますが、ベンチ程度のもを想定しておりますでしょうか。	「園路沿いに適宜、休憩スペースを確保」については、24時間の通行を確保するための十分な幅員をとっていただく必要がありますので、シェルターや休憩所ではなくベンチ程度のもを想定しています。
8	募集要項	P7	③(iv)	「本契約が終了したときに完全な更地として・・・」という文章がございますが、更地にするのは建物のみではなく、設置した園路・緑地等も含めて全て撤去し、更地にするという意味でしょうか。	募集要項21頁(4)②に記載のとおり「貸付期間終了までに完全な更地に復元すること」を原則としておりますが、27頁「基本協定書(案)」第3条第8項に記載のただし書き以降「返還時に甲、乙協議の上別途定めた場合は、この限りでない。」としておりますので、将来、府営公園として開設する際にそのまま利用できる施設については、引継も含めた協議を行い別途定めることとしております。
9	募集要項	P7	③(iv)	「本契約が終了したときに完全な更地として・・・」という文章がございますが、計画で切土を行った場合は、返還時にまた土を盛土しなければならないのでしょうか。	原則、現状回復としておりますが、上記番号8の質問の回答に記載してありますように、返還時に行う協議により別途定めることとなります。